半田　竜介　提出　学位申請論文

『明治前中期における神道と政治―丸山作楽を中心に―』審査要旨

論文の内容の要旨

「明治前中期における神道と政治―丸山作楽を中心に―」と題する本論文は、矢野玄道・権田直助・角田忠行などと並んで幕末維新期の平田派国学を代表する国学者として著名な丸山作楽の政治的思想と政治活動の軌跡を検討することによって、明治初年から明治中期にかけての「祭政一致国家」樹立をめぐる神道と政治との関係性を神道史の視点から明らかにすることを目的としているものであり、序章・終章含めて全九章で構成されている。

序章では、本論文の目的と構成が簡潔に記されており、近代日本国家の特徴である「祭政一致」と「政教分離」が両立していく過程において、それに政治的に深く関わった神道家・国学者である丸山の活動を検証することの意義が説

かれている。

第一章「平田派国事犯事件について―丸山作楽を中心に―」では、従来の研究では矢野玄道など個別の国学者の伝記的観点から論じられる傾向が強かった明治四年の「平田派国事犯事件」について、その全体像を解明することが企図されている。成立間もない維新政府には、薩長土肥系に加え守旧派など多様な立場の人物が混在していたが、丸山は非薩長系の「政府高官」として位置し、その周りには反薩長勢力が集まり、彼らの国政への不満を外交によって転換しようとしたのが丸山にとっての征韓論であったことを明らかにしている。また丸山や矢野らが大嘗祭・神祇官・学校問題をめぐり政府に批判的であったこと、その思想には「黄泉国論争」「前橋神霊事件」などに見られる復古性・非合理性を有していたこと、そして彼らの塾生には国事犯と目される人物のいたことなどを考慮しながら、平田派国事犯事件は、内治の国政基盤の整備を急ぎ、開明的政策を志向する薩長を中心とした政府による、反政府派・攘夷派・復古派一斉弾圧の事件として捉えるべきとの考えを提示している。

第二章「教導職の国政観」では、教導職の教化の指標とされた十七兼題の解説書を取り上げ、政府（櫻井能監）と仏教者（島地黙雷）とを比較しながら、神道教導職であり、忠愛社の協働者として丸山に近い人物である吉岡徳明の思想とその実践活動を検討している。そして、櫻井の解説書から政府は教導職に対し、日本の国体の尊厳性と、開明的諸政策とを国民に啓蒙することを期待していたことを明らかにし、ついで吉岡が外国文物の輸入という形での文明開化には頑なに批判的であり、またキリスト教だけでなく、儒教や仏教の排斥をも志向し、神道の国教化を希求していたと述べる。

第三章「丸山作楽と自由民権運動―『明治日報』を通じて―」は、明治十三年に約十年に亘る国事犯事件による禁獄生活から釈放されて以降の丸山と自由民権運動との関わりを検証し、立憲政治前史において丸山とその周りの国学者や神職らが果たした社会的役割を検討している。当時の自由民権運動の過熱化を抑える意図で、岩倉具視らの支援を受けて明治十四年七月に創刊された『明治日報』において、丸山は漸進・保守的立場を堅持し、天皇や皇室の権限そし

て尊厳の保持、ひいては日本の国体を守る為の言論活動を展開していたこと、また政治活動と並行して、国体を学術的に講明すべく学術結社・史学協会に関わり、建国以来の国史編纂を行い、帝室・国体の意義を神話以来の歴史と君臣関係に求める歴史枠組みを構築しようとしていたことを明らかにしている。

第四章「丸山作楽の祭政一致観」では、丸山の神祇官衙構想からその祭政一致観が検討されている。明治十三年末から十四年初め頃に丸山が作成したとされる「大教官構想」と二十二年の神祇官設置意見書とを比較し、まず相違点としては、大教官構想では教導も職掌に入っていたが、二十二年の段階ではそれが無くなり、また十四年の時点では見られた国教的神道観（神道＝大教＝非宗教・超宗教的国教との位置づけ）も見られなくなったことを指摘している。十五年の「神官教導職分離」、二十二年の帝国憲法の制定（信教自由の保障）という時代状況の変化に対応しながら丸山が神祇官衙を構想していたことを指摘するとともに、その中でも天皇・宮中祭祀―神祇官祭祀―神社祭祀とを連関させる考え方が一貫していることをも指摘している。

第五章「岩倉具視の国葬と神葬祭」では、明治十六年七月の岩倉具視の国葬について検討し、十一年の大久保利通の「准国葬」や同時期の神葬祭と比較することで、その特徴を抽出している。岩倉の国葬では大久保にはない「帰幽奏上式」という儀式が葬祭の中核となっており、この儀式は、明治初年に神葬祭が広まる中で大社教の前身である出雲大社教会が神葬祭の普及に努め、また祭神論争という神学論争を経た結果、出雲大社独自の葬送儀礼として前景化したものであり、十四年に出雲大社で刊行した『葬祭式』では最も大切な祭事と位置付けられていると述べる。その上で、岩倉の国葬がこの出雲大社流の葬祭式に則っている点に着目し、岩倉の国葬に対して国家は葬儀形式などの宗教的な側面には介入せず、斎主の千家尊福（神道大社教管長）に一任されていたことを明らかにしている。

第六章「丸山作楽と神社局設置―雑誌『隨在天神』を通じて―」では、丸山が明治二十九年に『日本書紀』の「神籬磐境の神勅」を根拠とした臣下による祭祀を行う場所として、八神殿を想定した神祇官論を主張していることに注目

し、このことは本論文第四章で取り上げられている宮中に神祇官衙を置き、天皇のもとに祭祀を集中させる構想とは大きく変化していると指摘する。この変化について、同時期に展開していた神祇官興復運動、とくに代議士への働きかけを担っていた壬辰組との関わりから検討し、丸山の神祇官論の変化が壬辰組による神祇官に関する輿論の構築など、明治二十年代の神祇官興復運動に呼応するものであり、『隨在天神』において神祇官に関する考証作業を積み重ねることで生じたのではないかと推測している。

第七章「丸山作楽の教育に関する思想と活動について―明治国学の一側面―」は、丸山の教育と学術（学事）に関する思想と活動を整理・検証し、その特徴を示すことを企図している。丸山の学問観は明治元年の長崎広運館本学局の規則、また十年代の『明治日報』に確認できるとして、本学・皇朝学（皇典学）を最も重視しながらも、漢学や洋学を適宜取り入れるものであり、日本の伝統と西洋の文物との整合をつけようとしたことが看取されると述べる。特に十年代において丸山は、過激な自由民権論に対して民心の安定を図ることのできる

学問として皇典学に期待を寄せており、丸山における学事は政治活動とも関連していたことを指摘している。

終章では、本論文のまとめと課題が記されており、高名な国学者にしては研究の少ない丸山作楽という国学者の政治的事績を改めて整理し、検証したという点に本論文の意義があると述べている。また残された課題としては、丸山作楽の政治活動に関連する人物のさらなる調査が、丸山作楽にとっての「神道と政治」をより明らかにするための必須の作業であること、そもそも丸山作楽という国学者を研究する大前提としての近世・近代国学の基礎的知識の必要性、などが自戒を込めて述べられている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、幕末維新期を代表する平田派国学者である丸山作楽に焦点を当て、丸山の明治初年から明治中期に至るまでの思想的政治的活動を通して、近代神

道史研究の重要課題である「近代的祭政一致国家」の樹立に向けた歴史的過程を解明しようとするものである。

丸山作楽は、幕末維新期に全国的かつ巨大なネットワークを持ち、明治維新政府の神祇・宗教行政、文教行政などの部門に一定の影響力を有していた平田派国学の実力者であり、矢野玄道や権田直助、角田忠行といった当時の平田派を代表する国学者には見られない異色の経歴を有している。

論者は丸山の経歴を俯瞰し、①明治初年に非薩長系の高官として国学者間の交渉役を担ったこと、②明治十年代の祭神論争の調停役となったこと、③岩倉具視の支援によって発刊した『明治日報』を拠点に自由民権運動と対峙したこと、④宮内省図書助・元老院議官・貴族院議員を歴任し、生涯にわたり天皇、神道・神社、教育などの国家的位置付けに関しての政治的活動を行ったこと、などを挙げて、「近代的祭政一致国家」樹立に向けて果たした丸山の事績を検証することの重要性を指摘している。

出獄後の丸山の動静を注視する岩倉具視、そして丸山の天皇論に敏感に反応

する福澤諭吉などを考慮するならば、論者が丸山を軸にして明治前中期の「神道と政治」を解明しようとする本論文の研究視角は大いに評価できるのであり、明治維新以後の「近代的祭政一致国家」形成の山場ともいうべき明治前中期における「神道と政治」の関係を論じるに際して、丸山作楽の事蹟の検討が必要不可欠との立場からなされた本論文は、これからの近代神道史研究にとっても大きな意義があると思慮する。

本論文でまず評価すべき点は、これまで個別的に論じられてきた明治初年の一連の「国事犯事件」について、丸山作楽を軸に総体的に把握し、復古性・非合理性を有する丸山や矢野らが大嘗祭・神祇官・学校問題をめぐり政府に批判的であり、かつ彼らの塾生には国事犯と目される人物がいたことなどを総体的に解明し、「平田派国事犯事件」の歴史的真相に迫ろうとしたことであろう。次いで、明治十三年に出獄して以降の丸山の自由民権運動への対抗的政治・言論活動の実態を丸山が創刊した『明治日報』を駆使して、当時の政治的言論活動にとって新聞が重要な役割を担っていることに着目し、丸山が漸進・保守的立

場を堅持し、天皇や皇室の権限と尊厳の保持、さらには日本独自の国体を守る為の言論活動を展開していた実態をリアルに浮き彫りにした点も評価できる。

さらに、本論文で最も評価すべき点として、丸山作楽の「祭政一致観」についての詳細な分析・検討を行っていることが挙げられよう。即ち、論者は、第四章「丸山作楽の祭政一致観」、第六章「丸山作楽と神社局設置」において、明治十三年から二十九年に至るまでの丸山の神祇官衙構想を緻密に検証し、当初の「大教官構想」には存在した「教導」を視野に入れた国教的神道観が二十二年の神祇官設置意見書では消え失せ、天皇・宮中祭祀―神祇官祭祀―神社祭祀とを連関させる考え方に一本化されたことを指摘、さらに二十九年には「神籬磐境の神勅」を根拠とした臣下による祭祀を行う場所としての八神殿を想定した神祇官論を主張していることに注目し、従前の宮中への神祇祭祀の集中化論からの変化について言及している。この変化について論者は、同時期に展開していた神祇官興復運動、特に代議士への働きかけを担っていた神職組織である壬辰組との関係が丸山の神祇官論の変化を齎したのであり、丸山の神祇官論は

明治二十年代の神祇官興復運動に呼応するものであったと述べているが、昭和の戦時下に至るまでの種々の神祇官構想を考える上でも重要な指摘であり、本論文の最も重要な成果であろう。

このように、本論文は専論が少なかった丸山作楽をめぐる本格的な論考として大いに評価できるのであるが、無論さまざまな課題や問題とすべき点もある。とりわけ、第二章「教導職の国政観」では、丸山と吉岡、あるいは岩倉との関係について今少し深い掘り下げがあって然るべきであり、また第五章「岩倉具視の国葬と神葬祭」では、岩倉の国葬についても何故に大社教の神葬祭が採用されたのか、そして国家は葬儀の形式・内容にどうして容喙しなかったのか。さらには、このことが丸山とどのような関係があるのか。再度検討すべき重要な課題であろう。

以上述べたように、本論文には検討さるべき課題や問題点も存在するが、丸山作楽という幕末維新期から明治期にかけて活躍した平田派国学者に関する数少ない専論であるのみならず、国学者と神道をめぐる政治との関係に焦点を絞っ

たあまり類例のない論考でもあることから、今後の近代神道史研究の促進にも大きく寄与するものと評価できる。

よって、本論文の提出者半田竜介は、博士（神道学）の学位を授与せられる資格があるものと認める。

令和元年十二月十二日

主　査　國學院大學教授　阪本是丸　㊞

副　査　國學院大學教授　武田秀章　㊞

副　査　國學院大學教授　齊藤智朗　㊞

半田　竜介　学力確認の結果の要旨

左記三名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、博士（神道学）の学位を授与される学力があることを確認した。

令和元年十二月十二日

学力確認担当者

主　査　國學院大學教授　阪本是丸㊞

副　査　國學院大學教授　武田秀章㊞

副　査　國學院大學教授　齊藤智朗㊞